

中区公告 第 136 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 17 日

横浜市中区長 永井 由香

送達を受けるべき者	氏名又は 名称	別紙のとおり
送達する 書 類 名	介護保険料督促状 令和8年度 6 月、7 月期分	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

別紙

黒田 剛司
盛 優
小林 守
山内 孝好

初見 利幸
齊藤 博之
KOBAYASHI ANG
齋藤 武司

川崎 喜一
T I A N L A
森 達也

長島 廣法
荻野 弘
木村 真由美

塩澤 元治
松倉 千鶴
村上 正幸

藤塚 正太郎
淡路 進
菅原 功